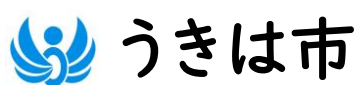


令和6年版

うきは市環境報告書

令和5年度に講じた施策と環境の状況

令和7年2月



【 目 次 】

第1章 うきは市環境報告書の概要

1 環境報告書の趣旨	1
------------------	---

第2章 環境の状況

1 うきは市の概要

(1) 地勢	2
(2) 人口	2
(3) 気候	3
(4) 産業	6
(5) 交通環境	8

2 生活環境

(1) 大気質	9
(2) 水質（公共用水域）	12
(3) 水質（地下水）	15
(4) 騒音・振動	18
(5) 土壌汚染	18
(6) ダイオキシン類	18
(7) P R T R	19

3 社会・文化環境

(1) 文化財	20
---------------	----

4 自然環境

(1) 守るべき自然・文化	22
(2) 動植物	22

5 地球環境

(1) 廃棄物	26
---------------	----

第3章 第2次うきは市環境基本計画における環境指標

1 環境指標の達成状況	28
-------------------	----

資料編

1 環境基準等

(1) 大気汚染に係る環境基準	32
(2) 水質汚濁に係る環境基準（公共用水域）	34
(3) 水質汚濁に係る環境基準（地下水）	37
(4) その他の水質基準	38
(5) 土壌汚染に係る環境基準	39
(6) ダイオキシン類に係る環境基準	40
(7) 騒音に係る環境基準	41
(8) 騒音規制法に基づく規制基準	42
(9) 振動規制法に基づく規制基準	45
(10) 悪臭防止法に基づく規制基準	47

1 うきは市環境報告書の概要

1 環境報告書の趣旨

うきは市では、自然や歴史・文化の保全整備を含めた総合的な環境保全施策の展開を進めるため、平成20年3月にうきは市環境基本計画（以下、『第1次計画』という。）を策定し、「自然豊かなふるさとを未来へ」の環境像の実現を目指して、その実現のための様々な取組みを進めてきました。

第1次計画策定から10年近く経過し、市の環境政策にかかる状況は大きく変化していることから、現在の市を取り巻く環境問題に対処するため、より効果的な環境施策の推進と、国や県の動向を反映した地域の環境保全の指針となるよう、平成30年3月に第2次うきは市環境基本計画を策定しました。

環境基本計画での目標を達成するためには、市民、事業者、行政の三者の協働による取組みを実行するとともに、設定した環境指標の達成状況について、定期的に点検を行い、その達成度を評価していくことが重要になります。

このため、前年度実施した施策の状況をまとめ、計画の進捗状況を評価することで環境像の実現を目指していくとともに、必要に応じて計画内容を見直していくために環境報告書を作成します。

2 環境の状況

1 うきは市の概要

(1) 地勢

うきは市は福岡県の南東部に位置し、北は筑後川を隔てて朝倉市、西は久留米市田主丸町、南は八女市星野村、東は大分県日田市と接しています。

平成17年3月20日に旧吉井町、旧浮羽町の2町が合併し「うきは市」となりました。地形的には、南に耳納連山を抱き、北に「筑紫二郎」と称される筑後川が流れ、耳納連山を源流とする巨瀬川・小塩川・隈上川が市内部を流れ筑後川に注ぎ込んでいます。総面積は117.46km²で、地目別にみると、耕地26.30km²、宅地8.18km²、森林59.26km²となっており、約73%が森林・耕地といった自然豊かな地域となっています。

(2) 人口

うきは市の人口は、令和5年9月末現在の住民基本台帳人口をみると27,891人（外国人を含む）となっています。前年9月末と比較すると401人減少しており、過疎化傾向にあります。

世帯数は、令和5年9月末現在で、11,479世帯（外国人世帯を含む）となっています。前年9月末と比較すると、114世帯増加しています。

■ 人口・世帯数の推移

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
人口（人）	29,852	29,345	28,997	28,592	28,292	27,891
世帯数（世帯）	11,055	11,085	11,182	11,258	11,365	11,479
人/世帯（人）	2.70	2.65	2.59	2.54	2.49	2.43

出典）うきは市住民基本台帳（各9月末現在）

■ 人口動態の推移（単位：人）

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
転入	914	842	793	837	926	876
転出	1,071	1,097	890	912	980	884
出生	178	163	170	162	165	134
死亡	459	421	408	452	482	476
増減数	△438	△513	△335	△365	△371	△350

出典）うきは市市民生活課

(3) 気候

うきは市は太平洋岸気候区に属しており、平坦部における年平均気温は16℃程度、年平均降水量は約2,000mmと気候条件に恵まれた環境となっています。

うきは市近隣の朝倉地域において、気温や降水量などが経年的に測定されています。朝倉地域における過去10年の気温・降水量の推移は下表のとおりです。

■ 気温の推移（単位：℃）

	最 高	最 低	平 均	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
H 23	36.5	-6.3	15.5	1.3	6.4	6.7	13.1	19.0	23.3	26.8	27.2	23.8	17.8	14.2	6.1
H 24	37.3	-7.4	15.3	3.8	4.2	8.9	14.7	19.1	22.4	26.9	28.0	23.4	17.0	10.3	5.1
H 25	38.4	-5.1	16.0	3.8	5.9	10.7	13.1	19.5	23.4	28.0	28.2	23.6)	19.0	11.0	5.4
H 26	37.1	-4.9	15.6	4.9	5.9	9.8	14.0	19.2	22.1	26.2	25.9	22.9	18.2	12.5	5.0
H 27	37.4	-4.2	16.0	5.4	5.5	9.4	15.5	19.9	22.1	25.7	26.5	22.2	16.7	14.6	8.0
H 28	37.5	-8.3	16.7	4.7	5.9	9.9	16.0	20.2	23.1	27.6	28.0	24.4	20.2	12.5	8.1
H 29	36.7	-5.8	15.9	5.0	5.9	8.5)	15.4	19.9	22.7	28.2	28.0	22.7	18.5	11.3	4.8
H 30	38.0	-5.5	16.3	3.5	4.2	10.8	16.2	19.9	23.3	28.4	29.2	23.5)	17.0	12.1	7.9
R 元	37.6	-3.6	16.4	5.5	7.5	10.0	14.3	19.9	22.9	25.8	26.8	24.8	19.2	12.5	8.0
R 2	37.3	-3.5	16.3	7.6	7.6	10.6	12.5	19.9	24.6	25.0	28.6	23.2	17.6	13.0	5.7
R 3	36.1	-7.4	16.6	4.8	8.1	12.2	15.3	19.4	23.8	27.3	26.4	24.6	19.1	11.6	6.8
R 4	37.6	-5.3	16.4	4.7	4.3	11.1	15.4	19.6	24.1	27.8	27.9	24.6	17.8	14.2)	5.2
R 5	38.3	-4.7	16.9	5.0	7.2	12.0	15.4	19.5	23.4	27.6	28.5	25.6	17.3	12.8	7.9

※ 値) は準正常値 品質に軽微な問題があるか、又は統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲内で欠けている場合 出典) 気象庁アメダス(朝倉測定局) データ

■ 降水量の推移（単位：mm）

	合 計	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
H 22	2,003.5	59.0	83.5	151.5)	215.0	170.0	283.5	572.0	90.5	151.0	63.5	34.0	130.0
H 23	2,175.5	58.5	71.0	67.5	69.5	312.0	581.0	170.0	282.5	181.5	170.5	178.0	33.5
H 24	2,268.5	24.0	159.0	153.5	90.5	38.5	379.5	902.0	184.5	58.5	82.0	101.0	95.5
H 25	1,981.0	38.0	120.5	100.0	132.0	71.0	333.0	187.5	531.5	154.5)	171.5	85.0	56.5
H 26	1,795.0	53.0	86.5	128.0	74.5	117.5	147.0	471.0	344.5	111.5	102.0	82.0	77.5
H 27	2,095.0	99.5	40.5	143.0	242.5	172.0	307.5	277.0	341.0	117.5	126.0	130.0	98.5
H 28	2,564.0	95.0	78.0	78.0	239.5	212.5	616.5	229.5	99.0	484.0	178.5	147.5	106.0
H 29	2,011.5	50.5	101.5	49.5)	164.0	76.5	130.0	730.0	194.0	180.5	295.5	22.5	17.0
H 30	1,789.5	72.0	55.0	159.0	106.0	129.5	374.0	518.0	33.0	163.0)	46.0	50.5	83.5
R 元	1,896.5	36.0	77.0	112.0	100.5	33.0	90.5	601.5	550.5	78.5	84.5	31.5	101.0
R 2	2,746.0	100.0	123.5	144.0	97.5	189.0	503.5	1,149.5	550.5	78.5	84.5	31.5	101.0
R 3	2,116.5	52.5	101.5	94.0	87.0	293.5	131.5	122.0	921.0	170.5	15.0	98.0	30.0
R 4	1,636.5	53.0	27.5	118.0	120.0	76.0	214.5	263.5	448.5	204.5	56.0	17.0	38.0
R 5	2,178.0	74.0	59.5	117.0	188.5	281.5	416.5	730.5	119.5	84.5	24.5	40.5	41.5

※ 値) は準正常値 品質に軽微な問題があるか、又は統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲内で欠けている場合 出典) 気象庁アメダス(朝倉測定局) データ

うきは市独自で総合福祉センターに設置した気象観測システム「POTEKA※」による過去の気温・降水量の推移は下表のとおりです。

■ 気温の推移（単位：℃）

	最 高	最 低	平 均	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
R 3	38.6)	-2.6)	19.9)	-	-	-	-	21.1)	24.4	27.8	26.6	24.5	18.7	11.1	6.1
R 4	37.2	-5.3	16.0	4.1	3.6	10.6	14.9	18.9	23.2	27.0	27.7	24.3	17.7	14.4	5.2
R 5	39.9	-6.2	17.7	4.9	7.3	12.5	16.1	20.2	24.2	28.7	29.8	27.3	19.0	14.2	8.7

■ 降水量の推移（単位：mm）

	合 計	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
R 3	1,729)	-	-	-	-	325)	145	152	877.5	88	13	100	28.5
R 4	1,797.5	57.5	25.5	133.5	143.5	80	194.5	335.5	458.5	235	74.5	34.5	25
R 5	2245.5	65.5	69	125	199	335	289.5	889.5	152.5	34.5	24.5	32.5	29

値）は令和3年5月から設置されたため、正常な数値と異なる値

※POTEKA（ポテカ）とはポイント・てんき・かんそくの頭文字を取ったもので、気温や降水量、湿度などの気象情報をリアルタイムに確認できるシステム。

(4) 産業

うきは市の産業別就業人口は、令和2年10月時点で第3次産業が56.0%を占め最も多く、次いで第2次産業が26.5%、第1次産業が15.3%、その他が2.2%となっています。

農 業：うきは市は福岡県内でも人口に対する第1次産業の割合が高く、そのほとんどは農業です。いちご、柿、ぶどう、なし、桃などフルーツの生産が盛んで、「フルーツ王国」として知られています。しかし、農家数、耕地面積は減少傾向にあります。

■ 農家数、経営耕地面積

年	農家数（戸）					耕地面積（ha）			
	総農家数	販売農家数				総数	田	畑	樹園地
		総数	専業	第1種	第2種				
H 7	3,119	2,460	412	467	1,581	2,676	1,499	134	1,043
H12	2,874	2,205	404	371	1,430	2,526	1,392	130	1,004
H17	2,622	1,880	436	343	1,101	2,218	1,216	101	901
H22	2,365	1,625	449	331	845	2,133	1,197	93	843
H27	2,090	1,377	484	215	678	2,039	1,188	162	689
R 2	1,619	1,096	※	※	※	1,806	1,089	164	553

出典）農林業センサス ※調査項目削除のため数値なし

林 業：市の総面積の5割を森林が占め、特産品であるスギ・ヒノキを中心とした林業が行われています。令和5年度末では、4,837haが保安林指定されています。

■ 保安林面積（単位：ha）

年	保安林指定面積	内 訳		
		水源かん養保安林	土砂流出・土砂崩壊 防備保安林	保健保安林
H27	4,421	3,788	614	19
H28	4,424	3,788	617	19
H29	4,439	3,801	619	19
H30	4,557	3,819	719	19
R 元	4,557	3,819	719	19
R 2	4,564	3,818	727	19
R 3	4,564	3,818	727	19
R 4	4,564	3,818	727	19
R 5	4,837	3,818	740	280

出典）福岡県朝倉農林事務所

製造業：令和3年における市内の製造業の事業所数は53件、従業者数は2,126人です。伝統的地場産業として製材業や製麺、醤油などがあり、「木材・木製品製造業」や「食料品製造業」が他の業種より多く、本市を特徴づける産業となっています。

■ 製造業の事業所数 （従業者4人以上の事業所）

区分	R 元年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
製造品出荷額等（百万円）	54,699	53,293	54,569	66,461	63,983
従業者数（人）	2,394	2,145	2,126	2,441	2,322
事業所数（事業所）	56	54	53	60	63
食料品製造業	17	16	12	13	13
飲料・たばこ・飼料製造業	2	2	2	3	4
繊維工業	2	2	2	2	3
木材・木製品製造業 （家具を除く）	16	16	11	14	14
家具・装備品製造業	2	1	2	2	2
パルプ・紙・紙加工品製造業	-	-	1	-	1
印刷・同関連業	1	1	1	5	5
プラスチック製品製造業	3	3	5	4	3
ゴム製品製造業	1	1	1	2	2
窯業・土石製品製造業	3	3	3	3	3
非鉄金属製造業	1	1	1	1	1
金属製品製造業	1	1	3	3	3
一般機械器具製造業 （はん用・生産用機械）	3	3	3	2	3
輸送用機械器具製造業	3	3	5	5	5
その他の製造業	1	1	1	1	1

出典）工業統計（※2021廃止）、経済構造実態調査、令和3年経済センサス活動調査

商 業：この数年で古民家や空き店舗を改築するなどにより店舗数は横ばい傾向にあるが、既存の中心商店街との共存共栄が図られています。

■ 商業の事業所数

		H19年	H24年	H26年	H28年	R3年
総数	店舗数（軒）	404	317	268	304	275
	従業者数（人）	2,114	1,608	1,525	1,674	1,657
	年間販売額（百万円）	32,402	27,980	29,560	32,240	29,001
卸売業	店舗数（軒）	53	53	42	45	39
	従業者数（人）	291	266	241	252	223
	年間販売額（百万円）	8,059	7,964	6,179	8,010	5,763
小売業	店舗数（軒）	351	264	226	259	236
	従業者数（人）	1,823	1,342	1,284	1,422	1,434
	年間販売額（百万円）	24,343	20,016	23,380	24,230	23,238

出典）商業統計、平成24・28年・令和3年経済センサス活動調査

観 光：耳納連山や筑後川に代表される豊かな自然、温泉、白壁の町並みなどを生かした観光施策を展開しています。市出身芸能人ゆかりの地訪問客や海外からの観光客が増加傾向にありましたが、コロナ禍の影響により令和2年度から減少していたものの、コロナ禍が明けて徐々に回復しています。

■ 観光入込客数（単位：千人）

	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
観光入込客数	2,397	2,001	1,893	2,059	2,206

出典）うきは市うきはブランド推進課

（５） 交通環境

道 路：本市の主要道路として国道210号がありますが、地域の生活道路としての利用ばかりでなく、東西九州の産業・経済・観光を支える重要な幹線道路となっています。また、県道八女香春線の合瀬耳納トンネルや国道322号の八丁トンネルの開通により、県南地域及び北九州地域へのアクセス向上が図られています。今後も、中津日田道路の整備など、各方面へのアクセスの更なる向上が見込まれます。

鉄 道：本市における鉄道として、JR久大本線が東西に通っています。市内にある駅は「筑後吉井駅」「うきは駅」「筑後大石駅」の3駅があり、各駅の日あたりの乗車人員は「筑後吉井駅」が408人、「うきは駅」は100人以上となっています。 出典）JR九州ホームページ

バ ス：本市における定期バスは、「西鉄バス」「西鉄バス久留米」及び「市コミュニティバス」によって運行されています。また、小塩地区及び妹川地区にはデマンドタクシーが運行されており、うきは市の主要な公共交通手段であるとともに、山間部における貴重な移動手段となっています。

2 生活環境

(1) 大気質

本市には、一般環境大気測定局は設置されていませんが、近隣の久留米市、小郡市及び朝倉市に測定局が設置されています。令和5年度の測定結果を見ると、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては基準を達成していません。

(光化学オキシダントについては、福岡県内全ての測定局(43ヶ所)で基準を達成していません。)

■ うきは市周辺の大気質の現状

二酸化硫黄 (SO₂単位：ppm、有×、無○)

測定局	測定項目等	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
筑後小郡	日平均値の2%除外値	0.005	0.003	0.003	0.003	0.003
	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	○	○	○	○	○
朝倉	日平均値の2%除外値	0.004	0.003	0.002	0.002	0.003
	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	○	○	○	○	○
久留米城南中学校	日平均値の2%除外値	0.004	0.003	0.002	0.003	0.003
	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	○	○	○	○	○

二酸化窒素 (NO₂単位：ppm)

測定局	測定項目等	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
筑後小郡	日平均値の98%値	0.015	0.014	0.012	0.014	0.012
朝倉	日平均値の98%値	0.010	0.009	0.009	0.009	0.008
久留米城南中学校	日平均値の98%値	0.016	0.016	0.014	0.015	0.014

浮遊粒子状物質（単位：mg/m³、有×，無○）

測定局	測定項目等	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
筑後小郡	日平均値の2%除外値	0.041	0.048	0.036	0.042	0.042
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	○	○	○	○	○
朝倉	日平均値の2%除外値	0.036	0.036	0.025	0.030	0.031
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	○	○	○	○	○
久留米 城南中学校	日平均値の2%除外値	0.042	0.041	0.031	0.036	0.035
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	○	○	○	○	○
田主丸 中学校	日平均値の2%除外値	0.049	0.054	0.034	0.038	0.037
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	○	○	○	○	○

光化学オキシダント

測定局	測定項目等		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
筑後小郡	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた	日数（日）	66	76	87	91	152
		時間数(h)	399	445	473	522	853
	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の	日数（日）	0	0	0	0	0
		時間数(h)	0	0	0	0	0
朝倉	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた	日数（日）	57	64	57	47	43
		時間数(h)	310	328	230	157	224
	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の	日数（日）	0	0	0	0	0
		時間数(h)	0	0	0	0	0
久留米 城南中学校	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた	日数（日）	79	66	72	81	57
		時間数(h)	481	354	367	419	299
	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の	日数（日）	0	0	0	0	0
		時間数(h)	0	0	0	0	0
田主丸 中学校	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた	日数（日）	73	74	73	71	66
		時間数(h)	436	406	430	398	324
	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の	日数（日）	0	0	0	0	0
		時間数(h)	0	0	0	0	0

微小粒子状物質

測定局	測定項目等		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
筑後小郡	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数とその割合	日数 (日)	1	3	1	2	0
		割合 (%)	0.3	0.8	0.3	0.6	0.0
朝倉	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数とその割合	日数 (日)	0	3	0	1	0
		割合 (%)	0	0.8	0	0.3	0.0
久留米 城南中学校	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数とその割合	日数 (日)	0	2	0	4	0
		割合 (%)	0	0.6	0	1.1	0.0
田主丸 中学校	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数とその割合	日数 (日)	3	3	0	1	1
		割合 (%)	0.8	0.8	0	0.3	0.3

■ うきは市周辺大気測定局の環境基準達成状況 (達成=○、非達成=×)

測定項目等	測定局	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
二酸化硫黄 (長期的評価)	筑後小郡	○	○	○	○	○
	朝倉	○	○	○	○	○
	久留米城南中学校	○	○	○	○	○
二酸化窒素 (長期的評価)	筑後小郡	○	○	○	○	○
	朝倉	○	○	○	○	○
	久留米城南中学校	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質 (長期的評価)	筑後小郡	○	○	○	○	○
	朝倉	○	○	○	○	○
	久留米城南中学校	○	○	○	○	○
	田主丸中学校	○	○	○	○	○
光化学オキシダント (短期的評価)	筑後小郡	×	×	×	×	×
	朝倉	×	×	×	×	×
	久留米城南中学校	×	×	×	×	×
	田主丸中学校	×	×	×	×	×

出典) 福岡県「公害関係測定結果」

(2) 水質（公共用水域）

公共用水域（河川等）の水質については、水域別に環境基準の類型指定がなされており、うきは市内では筑後川、隈上川及び巨瀬川がA類型に指定されています。そのうち隈上川の柳野橋は環境基準点、筑後川の荒瀬は補助点となっています。国・県が実施した調査結果を見ると、水質汚濁の代表的指標であるBODについて、筑後川（荒瀬）で環境基準を達成しています。

また、市が毎年度実施している市内の公共用水域（河川等）11箇所の定点調査結果によると、基準超過した個所は見られず、全体的に良好な数値であったと言えます。

類型指定がなされていない他の河川等についても比較的清浄な水質と言えます。

巨瀬川及び井延川では、BOD等に加え重金属や農薬等の「人の健康の保護に関する項目」が調査されていますが、いずれも環境基準を満たしています。

■ 環境基準点等における河川水質調査結果（BOD：生物化学的酸素要求量、単位：mg/L）

河川名	調査地点名	測定値等	R元	R2	R3	R4	R5	環境基準
筑後川	荒瀬 (補助点)	75%値	0.9	1.0	1.0	1.2	0.8	A類型 2mg/L 以下
		最小～最大	<0.5 ～1.3	0.7 ～1.3	0.5 ～1.5	0.8 ～1.6	0.6 ～1.0	
隈上川	柳野橋 (環境基準点)	75%値	2.5	1.8	2.7	1.7	2.6	
		最小～最大	0.9 ～3.1	0.9 ～2.2	0.7 ～3.7	0.9 ～3.0	0.9 ～5.2	

出典) 福岡県「公害関係測定結果」

※ 調査実施機関：筑後川（荒瀬）＝九州地方整備局筑後川河川事務所、隈上川（柳野橋）＝福岡県

令和5年度 うきは市内河川 水質検査結果一覧表

分析項目	採水地点		巨瀬川	巨瀬川 (川前橋)	巨瀬川 (六谷神社)	巨瀬川 (運動公園下)	限上川 (川原町)	限上川 (砂見橋)	美津留川 (中央橋)	美津留川 (美津留橋)	大石用水 (大石アミダシオン橋)	小堀川 (中崎橋)	井延川 (オニヅカ橋)	基準値※1 A類型
			2023.10.24 13:35	2023.10.24 13:10	2023.10.24 10:55	2023.10.24 10:35	2023.10.24 11:30	2023.10.24 10:08	2023.10.24 13:50	2023.10.24 12:05	2023.10.24 11:50	2023.10.24 9:35	2023.10.24 14:15	-
基本項目	採取日		2023.10.24	2023.10.24	2023.10.24	2023.10.24	2023.10.24	2023.10.24	2023.10.24	2023.10.24	2023.10.24	2023.10.24	2023.10.24	-
	採取時間		13:35	13:10	10:55	10:35	11:30	10:08	13:50	12:05	11:50	9:35	14:15	-
	天候		晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	-
	気温	℃	21.2	23.5	21.0	18.1	23.1	16.1	23.9	23.6	22.4	17.4	23.4	-
	水温	℃	18.9	17.9	18.3	14.2	17.0	15.0	17.3	17.2	17.8	13.8	18.8	-
	環境基準の類型指定		A類型	A類型	A類型	A類型	A類型	A類型	-	-	-	-	-	-
人の健康に関する項目等	水素イオン濃度(pH)(測定時水温℃)	- (℃)	8.0 (20)	7.6 (20)	8.2 (20)	7.8 (20)	7.7 (21)	8.0 (21)	8.4 (21)	7.7 (21)	8.0 (21)	7.8 (21)	7.6 (21)	-
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	0.8	0.7	0.8	0.5未満	0.6	0.5未満	0.9	0.7	0.8	0.5未満	0.7	6.5以上8.5以下
	浮遊物質(SS)	mg/L	3	3	2	1未満	1未満	1未満	1	1未満	2	1未満	4	2以下
	溶存酸素量(DO)	mg/L	11	10	13	9.7	11	11	12	12	12	10	9.5	25以下
	大腸菌数	CFU/100mL	39	120	18	31	47	7	11	17	57	85	170	7.5以上
	化学的酸素要求量(COD)	mg/L	-	2.5	-	-	-	-	-	-	-	-	2.5	300以下
	電気伝導率	mS/m	-	14	-	-	-	-	-	-	-	-	15	-
	カドミウム	mg/L	-	0.0003未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0003未満	0.0003
	全シアン	mg/L	-	0.1未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1未満	0.0003未満
	鉛	mg/L	-	0.001未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.001未満	0.01以下
	六価クロム	mg/L	-	0.002未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.002未満	0.002
	砒素	mg/L	-	0.003	-	-	-	-	-	-	-	-	0.001	0.01以下
	総水銀	mg/L	-	0.00005未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.00005未満	0.0005
	アルキル水銀	mg/L	-	0.0005未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0005未満	0.0005
	PCB	mg/L	-	0.0005未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0005未満	0.0005
	ジクロロメタン	mg/L	-	0.002未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.002未満	0.02以下
	四塩化炭素	mg/L	-	0.0002未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0002未満	0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	-	0.0004未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0004未満	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	-	0.002未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.002未満	0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	-	0.004未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.004未満	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	-	0.0005未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0005未満	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	-	0.0006未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0006未満	0.006以下
	トリクロロエチレン	mg/L	-	0.001未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.001未満	0.01以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	-	0.0005未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0005未満	0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	-	0.0002未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0002未満	0.0002
	チウラム	mg/L	-	0.0006未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0006未満	0.006以下
	シマジン	mg/L	-	0.0003未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0003未満	0.0003
	チオベンカルブ	mg/L	-	0.002未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.002未満	0.02以下
	ベンゼン	mg/L	-	0.001未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.001未満	0.01以下
	セレン	mg/L	-	0.001未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.001未満	0.01以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	-	0.44	-	-	-	-	-	-	-	-	0.02	10以下
	ふっ素	mg/L	-	0.10	-	-	-	-	-	-	-	-	0.08	0.8以下
	ほう素	mg/L	-	0.02未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.03	1以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	-	0.005未満	-	-	-	-	-	-	-	-	0.005未満	0.05以下

備考

※1 水質汚濁に係る環境基準（昭和46年閣議決定第59号別表1、2より）

※2 「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

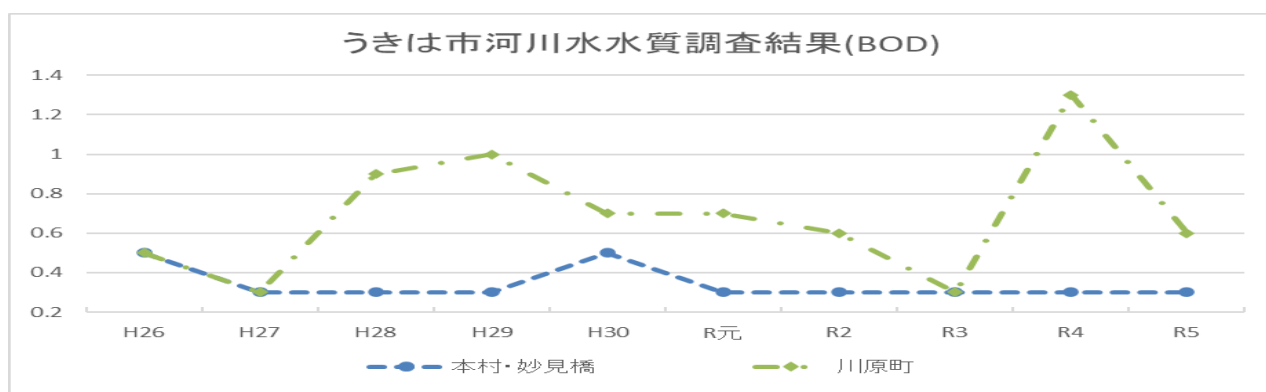
■ うきは市河川水水質調査結果（BOD：生物化学的酸素要求量、単位：mg/L）

河川名	調査地点名	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
隈上川	本村・妙見橋	0.5	<0.5	N.D	0.5	0.5	N.D	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	川原町	0.5	<0.5	0.9	1.0	0.7	0.7	0.6	<0.5	1.3	0.6
巨瀬川	尼ヶ瀬	0.5	<0.5	N.D	0.6	0.9	N.D	<0.5	<0.5	1.1	<0.5
	六谷神社	0.9	<0.5	N.D	1.1	0.7	N.D	0.8	0.7	1.0	0.8
	川前橋	1.0	0.7	1.0	0.7	0.8	0.8	0.9	0.9	1.3	0.7
	岩光橋	1.1	0.5	0.5	1.1	0.7	0.6	1.0	0.7	1.4	0.8
小塩川	中崎	0.6	<0.5	N.D	0.8	0.5	N.D	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
井延川	エリソノヅカ橋	1.0	<0.5	N.D	0.8	0.6	N.D	0.7	<0.5	1.0	0.7
大石用水	角間天秤	0.9	0.5	0.7	1.2	1.5	0.9	1.8	0.8	1.4	0.8
美津留川	美津留橋	3.1	0.9	0.9	1.6	3.0	1.6	1.3	1.6	1.1	0.7
	中央橋	1.3	0.5	0.6	1.0	1.8	0.5	0.9	0.7	1.1	0.9

※ N.D及び<0.5は定量下限値未満を示す。出典）うきは市水環境課

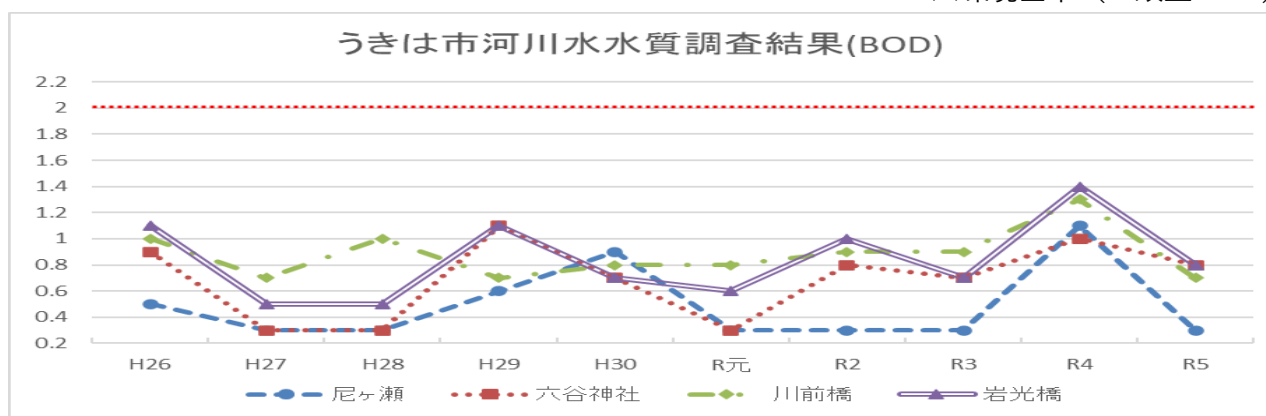
■ 隈上川の水質調査結果（BOD：生物化学的酸素要求量、単位：mg/L）

※環境基準（A類型：2.0）



■ 巨瀬川の水質調査結果（BOD：生物化学的酸素要求量、単位：mg/L）

※環境基準（A類型：2.0）



(3) 水質（地下水）

地下水の水質については、平成21年度まで市内40箇所にて定点調査（主に水道水基準項目に関する検査）を行っていましたが、平成22年度から市内類似公民館等を巡回し調査することとし、令和5年度は各地区コミュニティセンター11箇所及び市内類似公民館16箇所の調査を行っています。

その結果によると、ほとんどの地点で基準値以下になっていますが、3箇所水道水質基準値を上回った項目があり、原因として自然由来や配管の経年劣化によるものと考えられます。

■ うきは市地下水水質調査結果

	適合	不適合	不適合項目
H22年	33箇所	7箇所	大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、濁度
H23年	23箇所	7箇所	一般細菌、大腸菌、ヒ素及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、色度、濁度
H24年	32箇所	6箇所	一般細菌、大腸菌、鉄及びその化合物、濁度、色度
H25年	18箇所	7箇所	一般細菌、大腸菌、ヒ素及びその化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、味、臭気、濁度
H26年	25箇所	1箇所	一般細菌
H27年	25箇所	1箇所	マンガン及びその化合物
H28年	36箇所	3箇所	一般細菌、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、色度、濁度
H29年	19箇所	3箇所	一般細菌、大腸菌、ヒ素及びその化合物
H30年	18箇所	4箇所	一般細菌、大腸菌、濁度
R元年	19箇所	3箇所	一般細菌、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、濁度
R2年	22箇所	5箇所	一般細菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、臭気、色度、濁度
R3年	25箇所	5箇所	一般細菌、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、味、濁度
R4年	24箇所	3箇所	ヒ素及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物
R5年	24箇所	3箇所	一般細菌、鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、濁度

出典）うきは市水環境課

令和5年度 うきは市内地下水 水質検査結果一覧表 (コミュニティセンター)

分析項目	採水地点		千年 コミュニティ センター	吉井 コミュニティ センター	福富 コミュニティ センター	江南 コミュニティ センター	妹川 コミュニティ センター	新川 コミュニティ センター	田籠 コミュニティ センター	小塩 コミュニティ センター	山春 コミュニティ センター	大石 コミュニティ センター	御幸 コミュニティ センター	
	採取日		2023.10.25	2023.10.25	2023.10.25	2023.10.25	2023.10.25	2023.10.26	2023.10.26	2023.10.26	2023.10.26	2023.10.26	2023.10.26	
採取時間			10:40	11:00	11:32	9:36	14:42	11:00	10:35	9:30	14:10	15:15	13:02	定量下限値
天候			晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	水道水質基準値
気温	℃		20.4	21.8	21.3	20.2	21.4	18.4	17.8	15.5	24.2	22.8	20.7	
水温	℃		19.5	21.8	18.1	19.8	16.5	16.5	20.3	17.9	19.4	20.1	18.5	
一般細菌	個/ml		3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
大腸菌	-		検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	100以下
水銀及びその化合物	mg/L		0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005以下
鉛及びその化合物	mg/L		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.002	0.001
ヒ素及びその化合物	mg/L		0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.004	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001
亜硝酸態窒素	mg/L		0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L		1.5	1.3	1.5	1.4	0.02	0.51	0.02	0.67	4.7	1.3	1.9	0.02
フッ素及びその化合物	mg/L		0.10	0.10	0.11	0.14	0.11	0.10	0.11	0.09	0.08未満	0.2	0.09	0.08
亜鉛及びその化合物	mg/L		0.015	0.010	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.023	0.005
鉄及びその化合物	mg/L		0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03
銅及びその化合物	mg/L		0.02	0.02	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01	0.01未満	0.03	0.01
マンガン及びその化合物	mg/L		0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005以下
塩化物イオン	mg/L		5.1	5.3	3.7	7.4	2.1	3.0	2.1	4.5	5.3	6.9	4.5	0.3
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L		76	91	51	120	30	32	86	60	57	35	81	0.5
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L		0.2	0.4	0.2未満	0.2未満	0.3	0.2未満	0.3	0.2未満	0.2未満	0.3	0.4	0.2
pH値(測定時水温)	- (℃)		6.7 (21)	6.8 (21)	7.1 (21)	7.4 (21)	7.9 (21)	7.6 (21)	8.0 (21)	7.2 (21)	6.7 (21)	7.7 (21)	7.5 (21)	-
味	-		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	-
臭気	-		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	-
色度	度		0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5
濁度	度		0.1	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.2	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1未満	0.2	0.1
備考 基準値超過の採水地点及び分析項目はなかった。														

令和5年度 うきは市内地下水 水質検査結果一覧表 (行政区公民館)

採水地点		太田公民館	東小江公民館	下智公民館	竹重公民館	西区公民館	大村公民館	鹿部公民館	古川村公民館	古賀公民館	袋井研修会館	中町公民館	流川公民館	勝波公民館	中崎公民館	鹿野公民館	注通原公民館	
分析項目	採取日	2023.10.25	2023.10.25	2023.10.25	2023.10.25	2023.10.25	2023.10.25	2023.10.26	2023.10.26	2023.10.26	2023.10.26	2023.10.26	2023.10.26	2023.10.25	2023.10.26	2023.10.26	2023.10.26	2023.10.26
	採取時間	9:24	10:15	9:00	9:50	11:55	13:35	12:00	15:00	14:30	13:45	13:22	14:17	15:10	9:10	11:30	10:15	定量下限値
天候		晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	
気温	℃	18.3	19.5	16.2	19.1	22.7	23.0	20.8	24.0	23.5	24.8	23.2	22.6	21.1	15.9	20.3	16.8	
水温	℃	21.6	21.3	19.1	19.6	20.1	19.0	18.2	20.5	21.2	18.0	19.1	19.0	22.0	15.9	18.5	15.3	
一般細菌	個/ml	0	0	510	0	0	0	20	0	0	0	1	0	0	0	0	0	水道水質基準値
大腸菌	-	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	-	検出されないこと
水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.001	0.003	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.032	0.002	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.002	0.001未満	0.001以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.002	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.002	0.001	0.001未満	0.001未満	0.008	0.001以下
亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.8	0.96	1.6	1.8	1.7	2.8	2	1.4	1.3	3	1.2	0.72	0.13	0.40	2.6	0.02	10以下
フッ素及びその化合物	mg/L	0.14	0.12	0.10	0.11	0.11	0.11	0.09	0.12	0.12	0.08	0.09	0.12	0.1	0.1	0.08	0.14	0.08以下
亜鉛及びその化合物	mg/L	0.005	0.023	0.014	0.005未満	0.007	0.014	0.006	0.006	0.005未満	0.006	0.015	0.005未満	0.082	0.007	0.033	0.005未満	0.005
銅及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.05	0.09	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03以下
鉍及びその化合物	mg/L	0.01	0.01	0.01未満	0.01	0.01	0.38	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01以下
マンガン及びその化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.006	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.006	0.05以下
塩化物イオン	mg/L	6.7	7.9	7	4.7	4.2	4.9	3.2	6.8	7.6	5.8	2.7	3.4	2.1	4.5	4.4	2.3	200以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	50	76	110	60	71	66	64	63	46	82	55	66	40	76	38	95	300以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3	0.4	0.2	0.4	0.3	0.3	0.2	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2未満	0.2未満	0.4	0.3	0.2未満	以下
pH値(測定時水温)	-℃	6.5(21)	6.5(21)	7.1(21)	6.5(21)	6.5(21)	6.6(21)	6.7(21)	6.5(21)	6.8(21)	7.3(21)	6.9(21)	7.6(21)	8.0(21)	6.7(21)	7.5(21)	7.8(21)	5.8以上8.6以下
味	-	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	-	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
臭気	-	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	1	0.7	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.6	0.5未満	0.5未満	5以下
濁度	度	0.1未満	0.4	0.1未満	0.1	0.1未満	0.9	46	0.1未満	0.2	0.1未満	0.2	0.1未満	0.1	0.9	0.1未満	0.1	2以下

備考

赤字は基準超過を示す。

※ 試料に基準超過の項目があり官能試験(味)は測定不可とした。

(4) 騒音・振動

騒音については、環境基本法による環境基準と騒音規制法による規制基準があります。振動については、環境基準は定められておらず、振動規制法による規制基準があります。

騒音規制法及び振動規制法による規制を受けるのは、法で指定された騒音・振動を発生させる施設（特定施設）を設置する工場や事業場（特定工場）で、届出が義務付けられています。また、法で指定された騒音・振動を発生させる機械を使った建設作業（特定建設作業）についても、規制基準と届出が義務付けられています。

本市では、県の権限委譲により平成24年度から自動車騒音常時監視を実施しており、令和5年度は筑後大石停車場線（JR久大本線筑後大石駅前～保木吉井線交差点）において、測定データに基づく面的評価を実施しました。評価区間全体の環境基準達成状況は、すべての戸数（407戸）において昼夜とも基準値以下でした。

(5) 土壌汚染

土壌汚染対策法においては、土壌汚染の可能性が高い土地について、施設廃止時等の一定の機会を捉えて土地所有者が土壌調査を実施すること、また、その結果土壌汚染が判明した場合は県が指定区域に指定し、土地所有者等に対し土壌汚染による健康被害の防止措置等を命じることができること等が定められています。

なお、市内においては、令和4年度に1箇所が要措置区域に指定されていましたが、令和5年度末時点では解除されました。

指定年月日	解除年月日	所在地	区域概況	面積	有害物質種類
令和4年11月22日	令和6年3月19日	吉井町富永（12区画）	未利用地	613.39㎡	六価クロム化合物

(6) ダイオキシン類

ダイオキシン類については、県などによって調査されています。市内で行われた調査結果を見ると、いずれの項目も環境基準を超過した地点はありません。

■ ダイオキシン類

媒体	調査地点	調査機関	調査年度	測定値	環境基準	単位
大気	朝田	県	H14	0.022(※1)	0.6	pg-TEQ/m ³
	富永	施設組合	H18	0.034		
河川（水質）	柳野橋（隈の上川）	県	R4	0.074	1	pg-TEQ/L
河川（底質）	柳野橋（隈の上川）	県	H27	0.73	150	pg-TEQ/g
地下水 （水質）	新川	県	H14	0.070	1	pg-TEQ/L
	田籠	県	H27	0.067		
	新治	県	H19	0.069		
土壌	朝田	県	H14	0.074	1,000	pg-TEQ/g
	生葉	県	H16	0.90		
	八和田	県	H19	0.053		
	新川	県	H27	0.0021		

※1：年平均値

出典）福岡県「公害関係測定結果」

(7) PRTR

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

令和4年度の市内事業所からの届出状況を見ると、12事業所から14物質、約33.1 t の排出・移動量の届出がなされています。

■ PRTRデータ（届出事業所数・排出量・移動量）（単位：kg、ダイオキシン類はmg-TEQ）

第1種指定化学物質	届出数	排出・ 移動量 合計	排出量				移動量	
			大気	水域	土壌	埋立	下水道	廃棄物
31(25) アンチモン及びその化合物	1	21	0	0	0	0	0	21
53(40) エチルベンゼン	4	5,004	5,000	0	0	0	0	4
80(63) キシレン	6	3,985	3,980	0	0	0	0	5
186(145) 塩化メチレン	2	10,230	10,230	0	0	0	0	0
223(-) N, N-ジメチルドデシルアミン	1	27	0	0	0	0	0	27
243(179) ダイオキシン類	1	0	0	0	0	0	0	0
296(-) 1, 2, 4-トリメチルベンゼン	6	107	107	0	0	0	0	1
297(224) 1, 3, 5-トリメチルベンゼン	2	0	0	0	0	0	0	0
298(*) トリレンジイソシアネート	1	172	42	0	0	0	0	130
300(227) トルエン	7	12,158	10,368	0	0	0	0	1,790
392(-) ノルマル-ヘキサン	4	667	667	0	0	0	0	0
400(299) ベンゼン	4	60	60	0	0	0	0	0
438(-) メチルナフタレン	2	52	52	0	0	0	0	0
448(-) メチレンビス(4, 1-フェニレン) = ジイソシアネート	1	630	0	0	0	0	0	630
合計(14物質)	42	33,113	30,506	0	0	0	0	2,608

出典) 経済産業省HP「PRTR制度」

■ PRTRデータ（R2～種類別時系列推移）（単位：kg、ダイオキシン類はmg-TEQ）

第1種指定化学物質/排出・移動量合計	R2	R3	R4
アンチモン及びその化合物	46	24	21
エチルベンゼン	4,647	6,434	5,004
キシレン	9,085	6,268	3,985
塩化メチレン	28,930	19,870	10,230
N, N-ジメチルドデシルアミン	14	19	27
ダイオキシン類	0	0	0
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	2,330	1,724	107
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	0	0	0
トリレンジイソシアネート	212	180	172
トルエン	23,934	23,670	12,158
ノルマル-ヘキサン	678	706	667
ベンゼン	60	66	60
メチルナフタレン	50	52	52
メチレンビス(4, 1-フェニレン) = ジイソシアネート	450	500	630
合計(14物質)	70,436	59,513	33,113

3 社会・文化環境

(1) 文化財

うきは市内には珍敷塚古墳、日岡古墳をはじめとした古墳等、数多くの文化財、史跡が存在します。
令和5年度中の新たな指定等はありませんでした。

■ 指定文化財等一覧

種別	区分	文化財の名称	所在地
重要文化財（出土品）	国	筑後国浮羽郡月岡古墳出土品	吉井町 983-1 (吉井歴史民俗資料館)
史跡	国	楠名・重定古墳	朝田 669 他
		塚花塚古墳	朝田 1235-2 他
		日岡古墳	若宮 366-1
		屋形古墳群（珍敷塚・原・鳥船塚・古畑）	富永 653-2 他
	市	安富古墳	福益 278
		正平塔	千年 506
		袋野堰並びに附属遺跡	三春 573-8 他
重要文化財（建造物）	国	平川家住宅（主屋・納屋）	田竈 383-1
国選定地区	国	筑後吉井重要伝統的建造物群保存地区	吉井町指定区域
		新川・田竈重要伝統的建造物群保存地区	浮羽町新川・田竈地区の指定区域
登録有形文化財	国	楠森河北家主屋ほか 7 棟	山北 2056
		南久保田家主屋ほか 7 棟	福永 160-2
指定建造物	市	旧籠田家家屋（鏡田屋敷）	若宮 113-1
		大雄宝殿	流川 478（大生寺）
有形民俗文化財	県	油絵「元寇」	流川 1292（本仏寺）
		岩屋堂木彫阿弥蛇如来坐像 附木彫僧形坐像	小塩 2491（岩屋堂観音堂）
		小椎尾神社旧神像敷板	小塩 3249 他（小椎尾神社）
		お粥占い面絵録（4 冊） 附 御粥箱（1 個）	田竈 1368（諏訪神社）
	市	郡境石（5 基）	生葉 354 他
		札の辻の庚申塔	吉井町 1292
		溝口天満宮絵馬（1 面）	福永 315-1（溝口天満宮）
		諏訪神社農耕絵馬図	田竈 1368（諏訪神社）
		小椎尾神社農耕絵馬図	小塩 3239（小椎尾神社）
		農耕「稲作絵馬」	三春 2508（三春天満宮）
		三十六歌仙絵馬	田竈 1368（諏訪神社）
		老松神社農耕絵馬	屋部 495-1（老松神社）

種別	区分	文化財の名称	所在地
工芸	県	梵鐘	吉井町 1165 (浄満寺)
	市	金銅製狛犬 (1 対)	若宮 366-1 (若宮八幡宮境内)
		金銅製灯籠 (1 対)	若宮 366-1 (若宮八幡宮境内)
彫刻	市	溝口観音堂木造観音立像 (1 軀) 附木造仁王像残欠 (1 軀) 附仁王像浮彫石碑 (2 基)	福永 358-3 (溝口天満宮境内)
書跡	県	問註所文書 (54 通)	流川 635 (河原忠誠氏)
		熊懷家文書	朝田 582-1 (市立図書館)
	市	田代家文書一括	吉井町 983-1 (吉井歴史民俗資料館)
無形民俗文化財	市	若宮おくんち (毛槍)	若宮 366-1 (若宮八幡宮)
		吉井祇園はやし	吉井町 1083 (素盞鳴神社)
		浮羽おくんち行列 (振毛槍並びに子ども楽)	山北 2-2 (賀茂神社)
		三春天満宮火鑽神事	三春 2508 (三春天満宮)
天然記念物	県	千年の柊	千年 402 (家永清文氏宅)
	市	楠	朝田 481-1 (朝田天満宮境内)
		榎	新川 4426 (高御魂神社境内)

出典) うきは市教育委員会生涯学習課

4 自然環境

(1) 守るべき自然・文化

うきは市には、各所に様々な美しい自然、伝統的な文化があり、これらは大切に保全し、未来へと引き継いでいくものです。その中で日本百選に選定されたものとして、以下のものがあります。

- 名水百選 『清水湧水』 （昭和60年環境省選定）
- 水源の森百選 『滝のある水源の森（調音の滝）』 （平成7年林野庁選定）
- 棚田百選 『つづら棚田』 （平成11年農林水産省選定）
- 疏水百選 『大石用水』 （平成18年農林水産省選定）

また、平成27年12月には、環境省において「生物多様性保全上重要な里地里山」として500ヶ所が選定され、そのうち、うきは市の「小塩地区（ほたるの里）」がほたる保全の取り組みなどを評価され選ばれました。

(2) 動植物

福岡県が作成した「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2011 -植物群落・植物・哺乳類・鳥類-」に掲載されたものとして下表のものがあります。

■ うきは市内の希少野生生物

分類区分	和名	科名	福岡県カテゴリー	環境省カテゴリー
植物	ズミ	バラ科	絶滅	－
	ネズミサシ	ヒノキ科	準絶滅危惧	－
	オオヤマフスマ	ナデシコ科	準絶滅危惧	－
	カワヂシャ	ゴマノハグサ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
鳥類	クマタカ	タカ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
	アカショウビン	カワセミ科	絶滅危惧Ⅱ類	－

出典)「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2011」

また、福岡県が作成した「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2014 -爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」に掲載されたものとして下表のものがあります。

■ うきは市内の希少野生生物

分類区分	和名	科名	福岡県カテゴリー	環境省カテゴリー
貝類	オオタニシ	タニシ科	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
魚類	ヒナモロコ	コイ科	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧ⅠA類
	スナヤツメ南方種	ヤツメウナギ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類
	ニホンウナギ	ウナギ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
	ニッポンバラタナゴ	コイ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠA類
	カゼトゲタナゴ	コイ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類

分類区分	和名	科名	福岡県カテゴリー	環境省カテゴリー
魚類	アリアケスジシマドジョウ	ドジョウ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
	アリアケギバチ	ギギ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類
	サクラマス（ヤマメ）	サケ科	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧
	ヤリタナゴ	コイ科	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
	カワヒガイ	コイ科	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
	ドジョウ	ドジョウ科	絶滅危惧Ⅱ類	情報不足
	カネヒラ	コイ科	準絶滅危惧	—
	アブラボテ	コイ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	ツチフキ	コイ科	準絶滅危惧	絶滅危惧ⅠB類
	ゼゼラ	コイ科	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
	ヤマトシマドジョウ	ドジョウ科	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
	アユ	アユ科	準絶滅危惧	—
	メダカ（ミナミメダカ）	メダカ科	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
	カジカ大卵型	カジカ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	オヤニラミ	ケツギョ科	準絶滅危惧	絶滅危惧ⅠB類
	ウグイ	コイ科	情報不足	—
昆虫類	スジゲンゴロウ	ゲンゴロウ科	絶滅	絶滅
	グンバイトンボ	モノサシトンボ科	絶滅危惧ⅠA類	準絶滅危惧
	タガメ	コオイムシ科	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅱ類
	クロホシコガシラミズムシ	コガシラミズムシ科	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅱ類
	シャープツブゲンゴロウ	ゲンゴロウ科	絶滅危惧ⅠA類	準絶滅危惧
	ゲンゴロウ	ゲンゴロウ科	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅱ類
	マルガタゲンゴロウ	ゲンゴロウ科	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅱ類
	ツマキレオナガミズスマシ	ミズスマシ科	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅱ類
	コオナガミズスマシ	ミズスマシ科	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅱ類
	ヒメミズスマシ	ミズスマシ科	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧ⅠB類
	コガタガムシ	ガムシ科	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅱ類
	トゲナベブタムシ	ナベブタムシ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類
	オオヒラタトックリゴミムシ	オサムシ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠA類
	キベリマメゲンゴロウ	ゲンゴロウ科	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧
	クロゲンゴロウ	ゲンゴロウ科	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧
	シマゲンゴロウ	ゲンゴロウ科	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧
	コミズスマシ	ミズスマシ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
	ミズスマシ	ミズスマシ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類
	ガムシ	ガムシ科	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧
	ヤマトモンシデムシ	シデムシ科	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧
	オオクワガタ	クワガタムシ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類

分類区分	和名	科名	福岡県カテゴリー	環境省カテゴリー
昆虫類	ハイイロチビミノガ	ミノガ科	絶滅危惧ⅠB類	－
	カンムリセスジゲンゴロウ	ゲンゴロウ科	絶滅危惧Ⅱ類	－
	コガタノゲンゴロウ	ゲンゴロウ科	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	コツバメ	シジミチョウ科	絶滅危惧Ⅱ類	－
	クモガタヒョウモン	タテハチョウ科	絶滅危惧Ⅱ類	－
	オオシモフリスズメ	スズメガ科	絶滅危惧Ⅱ類	－
	クマソオオヨトウ	ヤガ科	絶滅危惧Ⅱ類	－
	キュウシュウマエアカシロヨトウ	ヤガ科	絶滅危惧Ⅱ類	－
	キイトトンボ	イトトンボ科	準絶滅危惧	－
	ミズカマキリ	タイコウチ科	準絶滅危惧	－
	キイロコガシラミズムシ	コガシラミズムシ科	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
	クビボソコガシラミズムシ	コガシラミズムシ科	準絶滅危惧	情報不足
	ホソマルチビゲンゴロウ	ゲンゴロウ科	準絶滅危惧	情報不足
	オオミズスマシ	ミズスマシ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	ホシガガンボモドキ	ガガンボモドキ科	準絶滅危惧	情報不足
	オオシマトビケラ	シマトビケラ科	準絶滅危惧	－
	ヤホシホソマダラ	マダラガ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	ミヤマセセリ	セセリチョウ科	準絶滅危惧	－
	ヒメキマダラセセリ	セセリチョウ科	準絶滅危惧	－
	オオムラサキ	タテハチョウ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	コエビガラスズメ	スズメガ科	準絶滅危惧	－
	カバイロシャチホコ	シャチホコガ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	アカヘリヤガ	ヤガ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	マダラウスバカゲロウ	ウスバカゲロウ科	情報不足	－
	ビワアシエダトビケラ	アシエダトビケラ科	情報不足	準絶滅危惧
	ギンボシツツトビケラ	ヒゲナガトビケラ科	情報不足	準絶滅危惧
	シンテイトビケラ	シンテイトビケラ科	情報不足	－
	ツマグロトビケラ	トビケラ科	情報不足	－
	セグロトビケラ	エグリトビケラ科	情報不足	－
	ヒメトビイロトビケラ	エグリトビケラ科	情報不足	－
両生類	トノサマガエル	アカガエル科	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧
	ヤマアカガエル	アカガエル科	絶滅危惧Ⅱ類	－
	アカハライモリ	イモリ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	ツチガエル	アカガエル科	準絶滅危惧	－
	カジカガエル	アオガエル科	準絶滅危惧	－

出典)「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014」

■カテゴリーの定義

絶滅	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅	飼育・栽培下でのみ存続している種
< 絶滅危惧 = 絶滅のおそれのある種 >	
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧ⅠA類	ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種
絶滅危惧ⅠB類	ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧	現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
情報不足	評価するだけの情報が不足している種

5 地球環境

(1) 廃棄物

うきは市のごみ排出量（一般廃棄物）は平成15年度をピークに減少傾向にありましたが、平成29年度から令和元年にかけて増加傾向にあったものの、令和2年以降新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済活動の低下や人口減少などにより、再び減少傾向にあり、前年度と比較して3.2%減少しています。また、市民1人一日あたりのごみ量は887gで、前年度と比較して1.8%減少しています。

収集可燃ごみの成分内訳（平均）は、水分45.4%、可燃分50.9%、不燃分3.7%となっており、ごみ袋の半分近くが水分という調査結果が出ています。水分は前年度（45.7%）と比較して減少しているが、引き続き広報誌などを通して市民へ水切りの徹底と分別の徹底の呼びかけが必要と考えます。

■ 一般廃棄物排出量・処理量（単位：t） ※小数点以下四捨五入のため合計が合わない場合あり

項目		H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5
収集ごみ	可燃ごみ	5,629	5,471	5,254	5,369	5,329	5,344	5,051	5,020	4,835	4,615
	粗大ごみ*1	246 (54)	241 (6)	254 (0)	244 (0)	275 (0)	279 (0)	297 (6)	258 (14)	320 (67)	250 (60)
	資源ごみ（缶ビンその他）	334	335	345	335	359	357	378	365	337	325
	廃食用油	3	4	3	2	1	0				
	古紙・古着	603	592	572	546	526	469	477	479	467	419
直接搬入ごみ*2		2,643 (682)	2,846 (827)	2,774 (728)	2,998 (767)	3,178 (804)	3,458 (861)	3,606 (1,023)	3,520 (1,043)	3,368 (988)	3,420 (1,059)
ごみ総量		9,458	9,489	9,200	9,493	9,668	9,907	9,809	9,643	9,328	9,030
ごみ総量前年比（%）		-0.9	0.3	-3.0	3.2	1.8	2.5	-1.0	-1.7	-3.3	-3.2
人口（人） ※10/1現在		31,472	31,033	30,641	30,361	29,852	29,345	28,997	28,592	28,292	27,891
1人一日あたりのごみ量（g）		823	838	823	857	887	925	927	924	903	887
1人一日あたりのごみ量前年比（%）		0.3	1.8	-1.8	4.1	3.6	4.2	0.2	-0.3	-2.2	-1.8
直接資源化量*3		1,676	1,765	1,647	1,650	1,690	1,687	1,884	1,902	1,836	1,847
RDF搬出量		3,759	3,648	3,701	3,849	3,798	3,891	3,982	3,716	3,703	3,537
その他資源化量*4		520	642	539	594	629	677	641	644	689	690
リサイクル（直接資源化）率（%）		17.72	18.60	17.90	17.38	17.48	17.02	19.20	19.72	20.19	20.88
リサイクル（直接＋施設）率（%） *5		62.96	63.80	63.99	64.18	63.27	63.13	66.33	64.94	67.28	67.69

*1 （ ）内は、粗大ごみのうち布団類・二次処理金属分

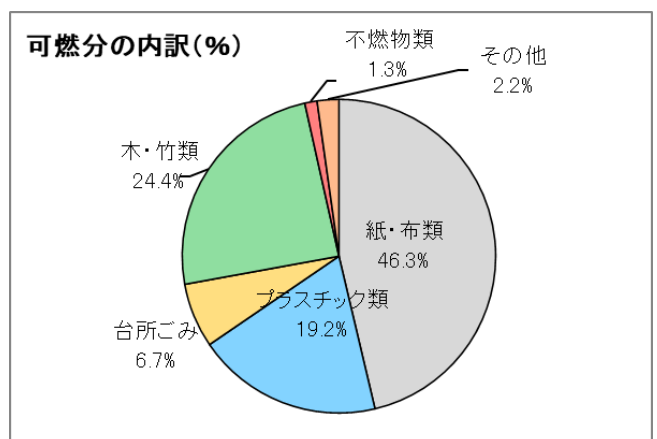
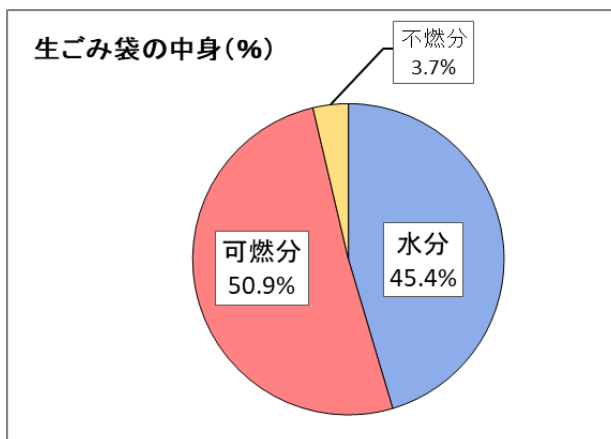
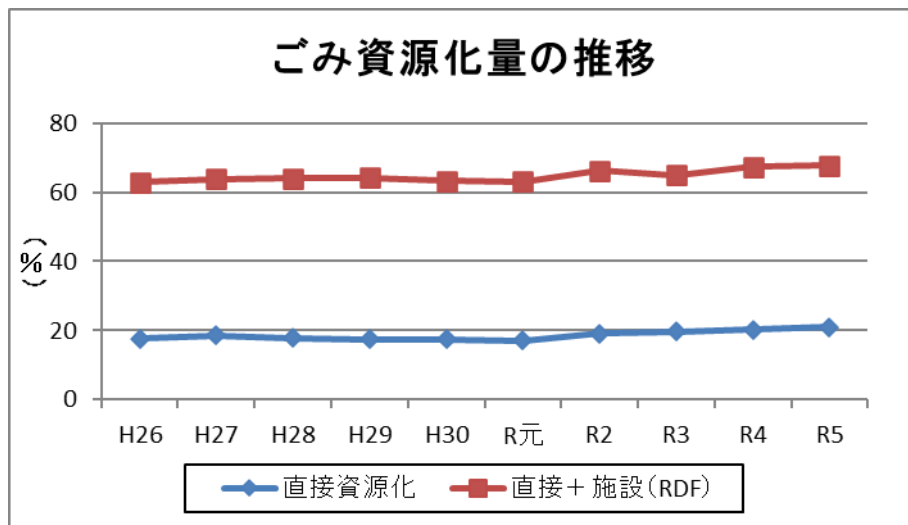
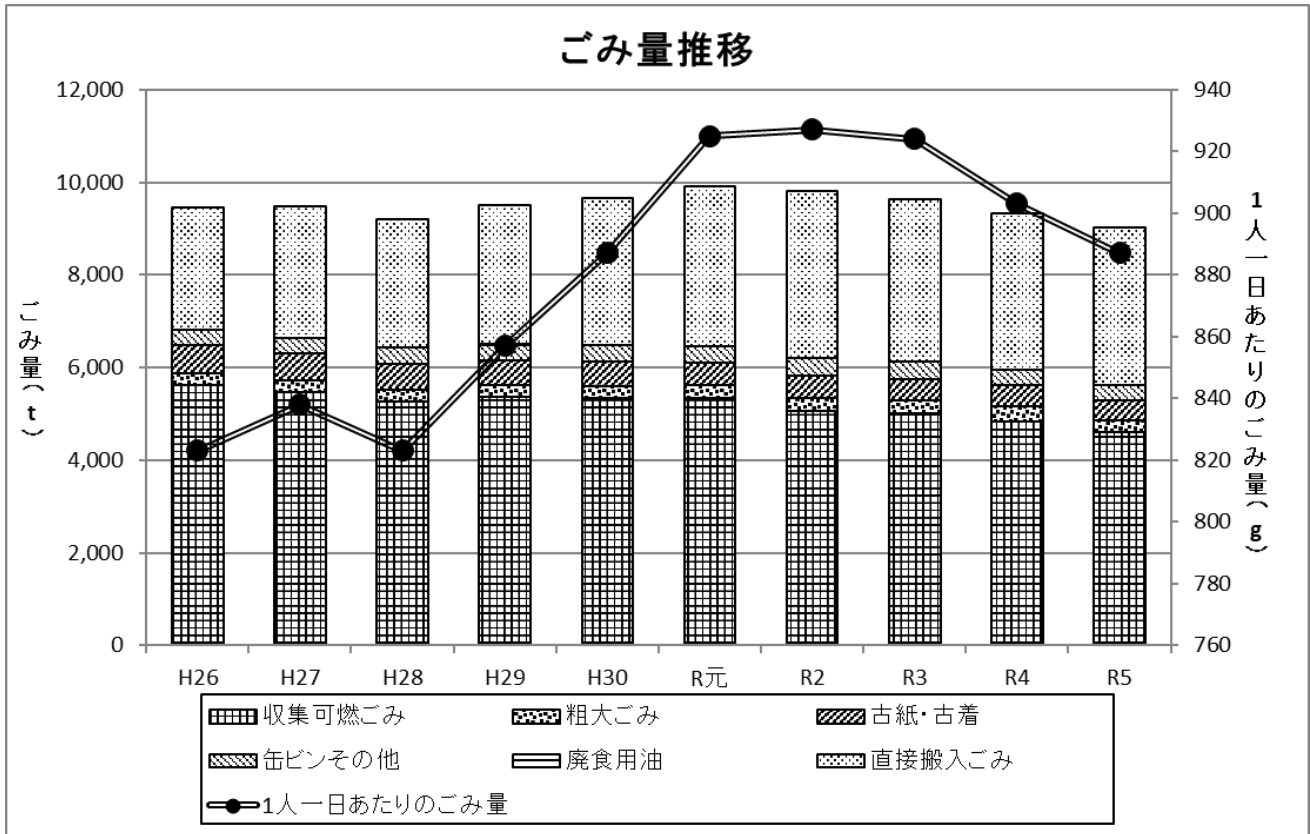
*2 （ ）内は、直接搬入ごみのうち資源分

*3 直接資源化量＝資源ごみ（缶ビンその他＋廃食用油＋古紙・古着）＋直接搬入ごみのうち資源分
＋粗大ごみのうち布団類・二次処理金属

*4 その他資源化量＝リサイクルプラザでの二次処理破碎鉄等

*5 リサイクル（直接＋施設）率＝（直接資源化量＋RDF搬出量＋その他資源化量）÷ごみ総量×100

● ごみ量グラフ



3 第2次うきは市環境基本計画における環境指標

1 環境指標の達成状況

基本目標【1. 地球環境】一人ひとりが地球にやさしいまち

指標	単位	基準	進捗										目標
		※	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	※
うきは市から発生する二酸化炭素排出量★	t-CO ₂	272,374 (H25)	218,160	215,471	213,751	218,255	未発表	未発表					134,000 (R12)
エコファミリー参加件数（累積）	世帯	74	80	83	87	91	106	112					100
資源ごみとして廃食用油を出している市民の割合★	%	35.9 (H29)	—	—	回収中止								—

★うきは市から発生する二酸化炭素排出量…環境省「自治体排出量カルテ」

資源ごみとして廃食用油を出している市民の割合…市民アンケート（計画策定時実施）

基本目標【2. 循環型社会】資源を大切に作る循環のまち

指標	単位	基準	進捗										目標
		※	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	※
ごみ収集量 （可燃・資源・粗大・直接搬入ごみの総量）	t	9,193	9,668	9,907	9,809	9,643	9,328	9,030					8,293
ごみリサイクル率（RDF 分含む） （ごみ資源化量／ごみ発生量）	%	65.2	63.3	63.1	66.3	64.9	67.2	67.6					73.5
資源ごみの分別回収の状況に満足する市民の割合★	%	46.1 (H29)	—	—	—	—	—	—					70
不法投棄件数	件	6	20	16	28	14	10	15					3

★資源ごみの分別回収の状況に満足する市民の割合…市民アンケート（計画策定時実施）

※基準：平成28年度、目標：令和9年度、以外はカッコ書きにて特記。

基本目標【3. 生活環境】安全安心な生活を守るまち

指標	単位	基準	進捗										目標
		※	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	※
汚水処理人口普及率★ (下水・浄化槽・農集接続済み人口／総人口)	%	75.4	78.1	79.7	80.7	82.0	82.5	82.8					85
河川の水質に係る環境基準達成率★ (基準達成箇所数／検査箇所数)	%	100 (2河川/5箇所) (H27)	100	100	100	100	100	100					100
大気(空気)のきれいさに満足する市民の割合★	%	22.9 (H29)	—	—	—	—	—	—					50
水のきれいさに満足する市民の割合★	%	36.7 (H29)	—	—	—	—	—	—					70
公害苦情件数 (水質汚濁・大気汚染・悪臭・騒音・振動)	件	34	11	12	41	25	41	37					17

★汚水処理人口普及率、河川の水質（BOD75%値）に係る環境基準達成率…うきは市水環境課

大気（空気）のきれいさ、水のきれいさに満足する市民の割合…市民アンケート（計画策定時実施）

基本目標【4. 快適環境】魅力ある住みよいまち

指標	単位	基準	進捗										目標
		※	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	※
伝統的建造物群保存修理事業整備率★ (整備件数／特定物件の内の家屋（主屋）数)	%	26.2 (86/327)	30.6 (100/327)	30.9 (101/327)	30.9 (101/327)	31.5 (103/327)	34.2 (114/330)	35.7 (118/330)					35.4 (116/327)
空き家バンク活用軒数（累積）★ (平成25年度以降の活用軒数)	軒	22	37	45	50	55	58	58					100

★伝統的建造物群保存修理事業整備率…うきは市教育委員会生涯学習課

空き家バンク活用軒数…うきは市うきはブランド推進課

※基準：平成28年度、目標：令和9年度、以外はカッコ書きにて特記。

基本目標【5. 自然環境】人と自然が共生するまち

指標	単位	基準	進捗										目標
		※	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	※
自然観察会等の開催回数★	回／年	1 (H29)	2	3	2	3	3	3					3
新規就農者数 (累積)★ (平成17年度以降の新たな就農者)	人	160	169	179	189	207	218	238					230

★新規就農者数…うきは市農林振興課

基本目標【6. 参加と協働】だれもが一緒に取り組むまち

指標	単位	基準	進捗										目標
		※	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	※
耳納クリーンステーションの見学者数	人	570	519	430	70	90	390	424					1,000

※基準：平成28年度、目標：令和9年度、以外はカッコ書きにて特記。

1 環境基準等

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準です。

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。

環境基本法

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるもの 政府

二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域であって市に属するもの その地域が属する市の長

ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事

3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 政府は、この章に定める施策であって公害の防止に関するもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

(1) 大気汚染に係る環境基準

■ 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。(S48.5.16 告示)
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8 告示)
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(S48.5.8 告示)
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11 告示)
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。 (H9.2.4 告示、H30.11.19 改正)
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20 告示)
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。(H21.9.9 告示)

(評価方法)

① 短期的評価（二酸化窒素を除く）

測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値若しくは 8 時間平均値または各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。

② 長期的評価

ア) 二酸化硫黄・浮遊粒子状物質

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。

イ) 二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値(一日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日間以上連続した場合には非達成と評価する。

- 備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 備考 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。
- 備考 3 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。
- 備考 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 備考 5 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
- 備考 6 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

(2) 水質汚濁に係る環境基準 (公共用水域)

■ 人の健康の保護に関する環境基準 (S46.12.28環境庁告示第59号)

項目	基準値	備考
カドミウム	0.003mg/L 以下	H23.10.27 付 変更
全シアン	検出されないこと。	H5.3.8 付 変更
鉛	0.01mg/L 以下	H5.3.8 付 変更
六価クロム	0.02mg/L 以下	R6.4.1 付 変更
砒素	0.01mg/L 以下	H5.3.8 付 変更
総水銀	0.0005mg/L 以下	S49.9.30 付 告示
アルキル水銀	検出されないこと。	S49.9.30 付 告示
PCB	検出されないこと。	S50.2.3 付 告示
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	H5.3.8 付 告示
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	H5.3.8 付 告示
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	H5.3.8 付 告示
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	H21.11.30 付 変更
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	H5.3.8 付 告示
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	H5.3.8 付 告示
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	H5.3.8 付 告示
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	H26.11.17 付 変更
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	H5.3.8 付 告示
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	H5.3.8 付 告示
チウラム	0.006mg/L 以下	H5.3.8 付 告示
シマジン	0.003mg/L 以下	H5.3.8 付 告示
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	H5.3.8 付 告示
ベンゼン	0.01mg/L 以下	H5.3.8 付 告示
セレン	0.01mg/L 以下	H5.3.8 付 告示
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	H11.2.22 付 告示
ふっ素	0.8mg/L 以下	H11.2.22 付 告示
ほう素	1mg/L 以下	H11.2.22 付 告示
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	H21.11.30 付 告示

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする

備考2 「検出されないこと。」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

■ 生活環境の保全に関する環境基準 (S46.12.28 環境庁告示第 59 号)

【 河川 】

(ア) 河川における生活環境の保全に関する環境基準①

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水 素 イ オ ン 濃 度 (p H)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大 腸 菌 数	
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	隈上川、 巨瀬川
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下	
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—	

備考 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。

備考 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

- (注) 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 水産 1 級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の
水産生物用
- 水産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
- 水産 3 級 : コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水 3 級 : 特殊な浄水操作を行うもの
- 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

(イ) 河川における生活環境の保全に関する環境基準②

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該 当 水 域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A または生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

備考 基準値は、年間平均値とする。

(3) 水質汚濁に係る環境基準 (地下水)

■ 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (H9.3.13 環境庁告示第 10 号)

項目	基準値	備考
カドミウム	0.003mg/L 以下	H23.10.27 付 変更
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/L 以下	
六価クロム	0.02mg/L 以下	R6.4.1 付 変更
砒素	0.01mg/L 以下	
総水銀	0.0005mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	H21.11.30 付 告示
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	H21.11.30 付 変更
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	H21.11.30 付 告示
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	H26.11.17 付 変更
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
チウラム	0.006mg/L 以下	
シマジン	0.003mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
ベンゼン	0.01mg/L 以下	
セレン	0.01mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	
ふっ素	0.8mg/L 以下	
ほう素	1mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	H21.11.30 付 告示

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

備考2 「検出されないこと。」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(4) その他の水質基準

■ 水道水の水質基準 (水道法第4条の規定に基づく水質基準)

項目	基準	項目	基準
一般細菌	100 個/mL 以下	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下
大腸菌	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下
水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	ブロモホルム	0.09mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下
ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下
六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下
亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下
フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	塩化物イオン	200mg/L 以下
ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	蒸発残留物	500mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	フェノール類	0.005mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下
塩素酸	0.6mg/L 以下	pH 値	5.8 以上 8.6 以下
クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	味	異常でないこと
クロロホルム	0.06mg/L 以下	臭気	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	色度	5 度以下
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	濁度	2 度以下
臭素酸	0.01mg/L 以下		

備考 R2.4.1現在

■ 農業(水稻)用水基準

項目	農業用水基準	項目	農業用水基準
pH(水素イオン濃度)	6.0~7.5	T-N(全窒素濃度)	1ppm 以下
COD(化学的酸素要求量)	6ppm 以下	EC(電気伝導度)	0.3mS/cm 以下
SS(浮遊物質)	100ppm 以下	砒素	0.05ppm 以下
DO(溶存酸素)	5ppm 以上	亜鉛	0.5ppm 以下
		銅	0.02ppm 以下

備考 農林水産省が昭和45年3月に定めた基準。法的効力はなく、水稻の正常な生育のために望ましいかんがい用水の指標。

(5) 土壤汚染に係る環境基準

■ 土壤汚染に係る環境基準 (H3.8.23環境庁告示第46号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考 汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

(6) ダイオキシン類に係る環境基準

- ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準（H11.12.27 環境庁告示第 68 号）

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下

備考1 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

備考2 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

備考3 水質汚濁（水底の底質汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

備考4 水底の底質汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

備考5 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

(7) 騒音に係る環境基準

■ 騒音に係る環境基準 (H24.3.30 うきは市告示第 23 号)

地域の類型		基準値		類型を当てはめる地域（うきは市）
		昼間	夜間	
AA	特に静穏を要する地域	50 デシベル以下	40 デシベル以下	—
A	専ら住居の用に供される地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下	騒音規制法に基づく第 1 種区域
B	主として住居の用に供される地域			騒音規制法に基づく第 2 種区域
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	騒音規制法に基づく第 3・4 種区域

時間 昼間：午前 6 時～午後 10 時 ， 夜間：午後 10 時～午前 6 時

■ 「道路に面する地域」の騒音に係る環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

■ 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

備考 2 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。

備考 3 「近接する空間」とは、2 車線以下の道路では道路端から 15m、2 車線を越える道路では道路端から 20m の範囲をいう。

(8) 騒音規制法に基づく規制基準

■ 騒音規制法の規制区域及び自動車騒音の要請限度の区域の区分

地域	規制区域	自動車騒音の要請限度の区域
良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域	第1種区域	a 区域
住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	第2種区域	b 区域
住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保持するため、騒音の発生を防止する必要がある区域	第3種区域	c 区域
主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	第4種区域	

備考 規制区域は市告示にて指定しており、図面において第1種＝緑、第2種＝黄、第3種＝桃、第4種＝青で着色した地域。(図面は市役所市民生活課に備え置いて縦覧に供する)

■ 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

	区域の区分	要請限度	
		昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
1	a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
特例	幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の道路の敷地境界線から15mまで、2車線を超える道路の敷地境界線から20mまで)	75 デシベル	70 デシベル

備考 特例に該当する場合、1～3は適用しない。

■ 特定工場等(*1)において発生する騒音に係る規制基準

時間 区域	昼間 (8時～19時)	朝・夕 (6時～8時・19時～23時)	夜間 (23時～6時)
第1種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下
第2種区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	50 デシベル以下
第3種区域	65 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下
第4種区域	70 デシベル以下	70 デシベル以下	65 デシベル以下

*1 特定工場等：特定施設を設置する工場又は事業場(次表参照)

■ 特定施設の種類（騒音規制法施行令別表第 1）

1	金属加工機械	イ. 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。）
		ロ. 製管機械
		ハ. ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。）
		ニ. 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
		ホ. 機械プレス（予備加圧能力が 294kN 以上のものに限る。）
		ヘ. せん断機（原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。）
		ト. 鍛造機
		チ. ワイヤフォーマリングマシン
		リ. ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のを除く。）
		ヌ. タンブラー
		ル. 切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）	
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 （原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）	
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	
5	建設用資材製造機械	イ. コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。）
		ロ. アスファルトプラント （混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）	
7	木材加工機械	イ. ドラムバーカー
		ロ. チッパー（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）
		ハ. 碎木機
		ニ. 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）
		ホ. 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）
		ヘ. かな盤（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）
8	抄紙機	
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	

※表中「空気圧縮機」に、冷凍機に用いるものは含まれない。

■ 特定建設作業(*1)に伴って発生する騒音の規制に関する基準

基準の区分		基準値	備考
特定建設作業の場所の敷地境界線における騒音の大きさ		85 デシベル	
作業ができない時間	第 1 号区域(*2)	19 時～7 時	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき夜間行うことになっている場合を除く。
	第 2 号区域(*3)	22 時～6 時	
1 日の作業時間	第 1 号区域(*2)	10 時間	その作業を開始した日に終わる場合、災害等による緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。
	第 2 号区域(*3)	14 時間	
作業期間		連続 6 日以内	災害等による緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。
日曜・休日における作業		禁止	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき休日行うこととなっている場合を除く。

*1 特定建設作業：次表参照

*2 第 1 号区域：騒音規制法の規制区域のうち第 1 種、第 2 種、第 3 種区域に区分された地域及び第 4 種区域のうち学校等の周囲概ね 80m の地域

*3 第 2 号区域：騒音規制法の規制区域のうち第 1 号区域以外の地域

■ 特定建設作業の種類（騒音規制法施行令別表第 2）

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業

(9) 振動規制法に基づく規制基準

■ 振動規制法の規制区域及び自動車騒音の要請限度の区域の区分

地域	規制区域
良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	第1種区域
住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある地域	第2種区域

備考 規制区域は市告示にて指定しており、図面において第1種＝緑、第2種＝黄・桃で着色した地域。(図面は市役所市民生活課に備え置いて縦覧に供する)

■ 特定工場等(*1)において発生する振動に係る規制基準

時間 区域	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第1種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第2種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

*1 特定工場等：特定施設を設置する工場又は事業場（次表参照）

■ 特定施設の種類（振動規制法施行令別表第1）

1	金属加工機械	イ. 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
		ロ. 機械プレス
		ハ. せん断機（原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。）
		ニ. 鍛造機
		ホ. ワイヤーフォーミングマシン （原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。ただし、冷凍機を除く。）	
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）	
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。）並びに コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。）	
6	木材加工機械	イ. ドラムバーカー
		ロ. チッパー（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）	

8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW 以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

■ 特定建設作業(*1)に伴って発生する振動の規制に関する基準

（振動規制法施行規則別表第 1）

基準の区分		基準値	備考
特定建設作業の場所の敷地境界線における振動の大きさ		75 デシベル	
作業ができない時間	第 1 号区域(*2)	19 時～7 時	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき夜間行うことになっている場合を除く。
	第 2 号区域(*3)	22 時～6 時	
1 日の作業時間	第 1 号区域(*2)	10 時間	その作業を開始した日に終わる場合、災害等による緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。
	第 2 号区域(*3)	14 時間	
作業期間		連続 6 日以内	災害等による緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。
日曜・休日における 作業		禁止	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき休日行うこととなっている場合を除く。

*1 特定建設作業 ： 次表参照

*2 第 1 号区域 ： 振動規制法の規制区域のうち第 1 種区域に区分された地域
振動規制法の規制区域のうち第 2 種区域のうち一部（図面で黄色の部分）の地域
振動規制法の規制区域のうち第 2 種区域のうち学校等の周囲概ね 80m の地域

*3 第 2 号区域 ： 振動規制法の規制区域のうち第 1 号区域以外の地域

■ 特定建設作業の種類（振動規制法施行令別表第 2）

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）

■ 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度（振動規制法施行規則別表第2）

時間 区域	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第1種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第2種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下

(10) 悪臭防止法に基づく規制基準

■ 特定悪臭物質の規制基準

特定悪臭物質	においの性質
アンモニア	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなにおい
硫化水素	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバレルアルデヒド	
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	
トルエン	ガソリンのようなにおい
キシレン	
スチレン	都市ガスのようなにおい
プロピオン酸	刺激的な甘酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	蒸れた靴下のにおい
イソ吉草酸	

備考1 うきは市では全域で「臭気指数規制」を導入しており、以下の基準により規制している。

- ・事業場の敷地の境界線の地表における規制基準…

臭気指数 12

- ・事業場の気体排出施設の排出口における規制基準…

悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出して得た臭気排出強度又は排出気体の臭気指数

- ・事業場から排出される水の敷地外における規制基準…

悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出して得た排出水の臭気指数